

物品購入契約書(案)

平成28年度全国高等学校総合体育大会福山市実行委員会を発注者、を受注者とし、発注者と受注者との間において、次の契約を締結する。

第1条 この契約の要領は次のとおりとする。

品名又は名称 ダイビングボード(飛込用飛板)		品質・規格・形状・その他 デュラフレックスインターナショナル社 WD-B マキシフレックスボード モデルB												
数量・呼称 2枚	単 価	円	契約金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	
納入期限 2016年5月10日(火)			納入場所・納入方法 仕様書のとおり 搬入・取付・調整											
契約保証金 免除														

第2条 受注者は、発注者の指示に従い前条の要領を遵守し、もし発注者の検査に合格しないときは、自己の費用で、納入期限又は発注者の指示する日までに改めて納入しなければならない。

第3条 契約保証金は、受注者がこの契約に基づく義務を履行したときに返還するものとし、利息は付さない。

2 第9条、同条の2及び同条の3により契約を解除した場合、契約保証金は発注者に帰属する。

第4条 受注者は、特別の理由により発注者の承認を受けた場合のほか、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

第5条 物品納入後1年以内において設計工作等の欠陥を発見したときは、受注者は発注者の指示に従い、無償処理又は他の良品と取り替えるものとする。

第6条 受注者は、第2条による発注者の検査に合格した後でなければ代金の支払いを請求することができない。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した日から、30日以内に契約金額を支払うものとする。

第7条 受注者は、物品の納入が遅延するおそれがあるときは、直ちに文書によりその理由を具して納入期限の延長について発注者の承認を得なければならない。

第8条 受注者は、前条により発注者の承認を得た場合のほか、納入期限までに納入しな

い場合は、契約金額につき遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した金額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に違反したとき。
- (2) 受注者が納入期限内に物品の納入を完了する見込みがないとき。
- (3) 契約の履行につき、受注者に不正の行為があったとき。
- (4) 受注者が、正当な理由がないのに発注者の指示に従わないとき。

2 発注者は、前項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、受注者に対して損害賠償金を請求することができる。

第9条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処されたとき。
- 2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき（前項第1号及び第2号に規定する確定したときをいう。）は、契約を解除することができる。
- 3 前条第2項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第9条の3 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非

難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどして
いると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に
関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜
を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる
とき。

(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係
を有していると認められるとき。

(5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第10条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨
を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除
対策を講じなければならない。

3 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者
に報告するとともに、速やかに所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

第11条 発注者は、必要があるとき、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさ
せることができるものとする。

2 契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者と受注者とが協
議して、契約金額の変更を行うことができるものとする。

第12条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は福山市契約規則、その他の事項に
ついては、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者は記名押印の上、それぞれ
1通を保有する。

2016年（平成28年） 月 日

発注者：福山市東桜町3番5号

平成28年度全国高等学校総合体育大会

福山市実行委員会 会長 三好 雅章

受注者：